

生駒市議会議員政治倫理審査会規程

(平成2年12月6日
全員協議会決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、生駒市議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」という。）

第5条に規定する生駒市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審査会の組織等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査会は、委員7名をもって構成する。
- (2) 委員は、議員の中から必要の都度、議長が指名し、当該審査が終了したときをもって解任される。
- (3) 審査会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- (4) 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。
- (5) 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(6) 委員長及び副委員長とともに事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第3条 審査会は、委員の定数の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(審査日程)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、審査日程を会議に諮って定める。

(決定要件)

第5条 審査会の決定は、出席委員の全会一致による議決を要する。

(関係者等の出席要求)

第6条 審査会は、議長及び副議長に出席を求めることができる。また、審査のため必要があるときは、審査を申し立てた議員及び関係人に出席を求め、意見又は事情を聴取することができる。

2 前項の場合において、関係人に出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があるときは、審査の申し立てをされた議員に対し、事件の経過その他必要な事項について報告を求めることができ、

(発言の許可)

第7条 発言は、すべて委員長の許可を得た後でなければできない。

(審査会での弁明)

第8条 審査の申立てをされた議員は、審査会の会議において、口頭又は文書をもって弁明することができる。

(資料提出の協力要請)

第9条 審査会は、要綱の適切な運用を図るため、市長その他執行機関に対し、必要な資料の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(委員の遵守義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査の報告)

第11条 審査会は、審査の経過及び結果について、委員長から議長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は審査会がこれを定める。

附 則